

登録料の免除措置について

2012年1月28日に開催されました、財団法人福島県サッカー協会理事会および2012年2月9日に開催されました財団法人日本サッカー協会理事会の決定をふまえ、下記のように登録料等の免除措置を取ることが決定しましたので、お知らせします。

東日本大震災の影響により被災された登録者に対し、特別措置として2012年度の登録料を免除並びに審判・指導者資格に休止措置対応等を実施します。

対象 相双いわきサッカー協会を主とした被災地域の登録者

免除額

- 1) チーム登録料
- 2) 監督登録料
- 3) 選手登録料

上記3件については、JFA登録料を免除いたします。

(財団法人福島県サッカー協会登録料は徴収いたします。)

Web申請後、事務局へのFAX連絡票は免除申請用を使用ください。

(FAX連絡票は3様式ございます。すべて福島県サッカー協会ホームページからダウンロード出来ます)

相双いわきサッカー協会加盟のチームおよび登録者

被災により他地区で活動する登録者及びその他の地区で被災を受けた登録者

- 4) フットサル個人登録料 免除

免除希望者はWebで登録を行わず、申請書を使用して財団法人福島県サッカー協会経由で手続きを行ってください。

- 5) 審判員登録費 免除

被災地専用の講習会をKickoff上に設定し対応しています。

2011年度末までに登録更新手続きが完了しない場合「失効」とはならず「休止」となります。

- 6) 指導者登録料 免除

相双地区、いわき地区在住の方については一括で申請いたします。

免除希望の方は財団法人福島県サッカー協会へ申請書を送付ください。

2012年度選手登録料について

本年度選手登録料は通年同じ登録料とします。(2012年度登録全チーム適用となります。)

財団法人福島県サッカー協会

〒963-8862 福島県郡山市菜根5-9-16 柳沼ビルII号棟

TEL 024-991-5898

FAX 024-921-4774